

(様式6-3)

研修等 報告書

令和元年 12月 9日

三田市議会議長 福田秀章 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

会 派 名	代表者	印
	議員名	小杉崇浩 印
参加者氏名	小杉崇浩	印
講演会等研修名	地方税のしくみを知る	
研修事項	1. 地方税の基礎知識 2. 地方税の仕事 3. これからの課題	
日 時	令和元年 11月 14日 (木) ~11月 15日 (金)	
場 所	アットビジネスセンター池袋駅前別館	
所 見	<p>講師は、キャノングローバル戦略研究所の研究主幹であり、税理士でもある柏木恵氏でした。税制だけではなく、公会計制度にも詳しい先生で、中央大学や明治大学でも教えられているそうです。</p> <p>内容は、税務業務を担当する自治体職員向けに書かれた『図解よくわかる地方税のしくみ』(講師著)を用いて、地方税の基礎や自治体の税務業務の流れを詳しく説明してくださいました。</p> <p>全体を通して、税金という身近なテーマにも関わらず、まだまだ勉強不足な面が多々あることに気が付きました。行政サービスを提供する上で欠かせない税金を、「公平・中立・簡素」の原則に則りながら、着実に徴収していく仕組みを構築し、国に頼るのではなく、いかに自立していけるかが、これからの地方自治体の大きな課題であると思いました。マイナンバー制度の運用方法も含めて、そのあり方を考えていきたいと思ひます。</p> <p>(詳しい内容と所見は研修報告書別紙を参照)</p>	
添付資料	・当日配布資料 ・パンフレット ・当日会場写真 ・研修報告書別紙	

6 添付書類 (講演会内容のパンフレット等)

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。(代表者名、参加者氏名は不要)

【研修報告書別紙】

日時：11月15日（金）10：00～17：00

講師：柏木恵 氏

セミナータイトル：「地方税のしくみを知る」

講師は、キャノングローバル戦略研究所の研究主幹であり、税理士でもある柏木恵氏でした。税制だけではなく、公会計制度にも詳しい先生で、中央大学や明治大学でも教えられているそうです。

内容は、税務業務を担当する自治体職員向けに書かれた『図解よくわかる地方税のしくみ』（講師著）を用いて、地方税の基礎や自治体の税務業務の流れを詳しく説明してくださいました。

まず、公権力の行使や守秘義務等、税務部門で働く職員に自覚しておかなければならないものの説明がありました。公権力の行使とは、税務職員には自力執行権が与えられており、債務不履行（滞納）があった場合に、債権者である自治体が強制的な対応（差押・公売・換価）ができることを指すとのことです。守秘義務に関しては、他の自治体職員と比べ、情報漏えいに対する罰則が厳しく設定されており、より強い自覚をもって守る必要があるとのことでした。

次に、税務部門の組織とその役割分担についての説明がありました。市町村の税務業務の組織は、主に課税部門と収納や滞納整理を行う部門、総務的な役割を行う部門に分かれているとのことでした。課税部門は、市民税を扱う市民税課と固定資産税を扱う資産税課に分かれている場合が多いとのことでした。

続いて、地方税の基礎知識として、税制の全般的な原則の説明がありました。まず、「公平・中立・簡素」という租税の基本原則の説明がありました。「公平」の原則とは、様々な状況にある人々がそれぞれの負担能力（担税力）に応じて分かち合うこと。「中立」の原則とは、税制ができるだけ個人や企業の経済活動における選択を歪めることがないようにすること。「簡素」の原則とは、税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするということ、とのことでした。税制原則は、古くはアダム・スミスが『国富論』のなかで論じており、その後、アドルフ・ワグナーやリチャード・マスグレイブが確立してきたとのことでした。また、租税の役割としては、財源調達、資源配分、所得再分配の手段、経済安定化の機能の4つがあるとのことでした。特に、累進課税を用いることで、持てる者から持たざる者への富の移転を行う再配分機能や所得の変動に応じた税率の変動により自動的に景気を調整する機能（ビルト・イン・スタビライザー）は租税の重要な機能であるとのことでした。次に、応益性、負担分任性、普遍性、安定性、伸張性という地方税の7つの原則の説明がありました。応益性とは、地方公共団体の行政サービスは住民等の利益と直接結びついたものが多いので、地方税の課税にあたっては応益性も考慮する必要があるとのことでした。負担分任性とは、応益性とは対極となるが、行政サービスの費用を広く住民が負担し合うような税制（メンバーシップ税制）であることを指すとのことでした。普遍性とは、できるだけ全国のすべての地方公共団体で普遍的に存在するような税源を対象として組み立てられる必要があるとのことでした。安定性とは、地方歳出は義務的経費が多く、税金に応じて自由に伸縮させることができないため、景気の変動に左右されにくい安定性の高い税目が望ましいとのことでした。伸張性とは、今後、質量ともに増加していく傾向のある行政サービスに必要な経費に対応した収入をあげる必要があるとのことでした。

次に、自治体の財源としての税金についての説明がありました。国と地方の財源配分について、歳入

の段階では55：45と国の方が大きいですが、歳出の段階では42：58と地方の方が大きくなっており、それだけ地方の公共サービスの提供が大きいことを表しているとのことでした。小泉政権時の三位一体改革により、「税源移譲」の代わりに「国庫補助負担金の廃止・削減」と「地方交付税の見直し」が行われたが、自治体の自立がかならずしも促進されたわけではなく、かえって疲弊している自治体もあるとのことでした。税源移譲により自主財源は増加したが、税率構造が複雑になり、自治体の収納コストがかかっているためとのことでした。徴収の負担を軽減するために共同徴収を行っている自治体もあり、一部事務組合や広域連合を設立しているケースが多いとのことでした。現在、全国に27の団体が活動しているとのことでした。

続いて、ふるさと納税制度についての説明がありました。ふるさと納税制度は、その名称が誤解を与えるものとなっており、そもそも納税制度ではなく、寄付控除の制度であるとしっかりと理解しなければならぬとのことでした。2011年の東日本大震災を機に、利用者、寄付金額ともに大きく増加したとのことでした。学者としての立場からは賛同できる制度ではなく、課題も多いとのことでした。

最後に、これからの課題として、主に徴収のしかたに関する説明がありました。まず、アメリカで実施されているタックスアムネ스티という仕組みについて説明がありました。タックスアムネスティとは、一定期間の間（通常2～3カ月）、滞納している税金を納めれば、その滞納していた分の罰金や延滞利息を免除もしくは一部免除といった優遇措置を与える制度であるとのことでした。アメリカでは、1982年にアリゾナ州で初めて実施され、全米に広がっていったとのことでした。大きな効果を生み出している制度であり、ぜひ日本でも導入してほしいとのことでした。次に、税務業務の民間委託についての説明がありました。実際に、コンビニによる収納業務、インターネット公売、納税通知書の作成・発送業務、催告・督促状の作成・発送業務などが行われているとのことでした。税務業務には公権力の行使を伴う部分があるので、それにあたらぬ補助的な業務に限定されているのが現状であるとのことでした。今後、自治体サービスに対する住民ニーズが高まる一方で、公務員の総数は減少すると予測されているので、人手不足の解消のためにも積極的な民間委託が必要となってくるとのことでした。

全体を通して、地方税という身近なテーマにも関わらず、まだまだ勉強不足な面が多々あることに気が付きました。行政サービスを提供する上で欠かせない税金を、「公平・中立・簡素」の原則に則りながら、いかに着実に徴収していく仕組みを構築することができるかがこれからの地方自治体の大きな課題であると思いました。マイナンバー制度の運用方法も含めて、そのあり方を考えていきたいと思えます。

議員・職員のための

地方税のしくみを知る

in 東京

11 / 15 (金)

10:00~17:00



講師 柏木 恵 (かしわぎめぐみ)

【一般財団法人キャノングローバル戦略研究所研究主幹・博士(経済学)中央大学・税理士】
専門は財政学、地方財政論、公会計、官民連携、英国の医療政策。中央大学経済研究所客員研究員。明治大学専門職大学院ガバナンス研究科兼任講師。財務省財務総合政策研究所客員研究員。総務省自治体大学校講師。経済産業省行政事業レビュー公開プロセス外部有識者。横浜市税制調査会委員。横浜市財政事務等改革プロジェクトアドバイザー。主な著書に「図解よくわかる地方税のしくみ」「自治体のクレジット収納」「図解よくわかる自治体公会計のしくみ」(共著)等多数。

1. 地方税の基礎知識

- (1) 租税とは
- (2) 租税原則とは
- (3) 租税の役割とは
- (4) 直接税と間接税
- (5) 自治体の役割
- (6) 地方税の法体系
- (7) 自治体の課税根拠
- (8) 地方税原則
- (9) 自治体の歳入
- (10) 国と地方の税源配分
- (11) 税目
- (12) 地方税の体系
- (13) 課税自主権による法定外税
- (14) 三位一体改革による税源移譲
- (15) 地方税の税率
- (16) 地方税収の推移
- (17) 地方税の滞納状況
- (18) 地方税の徴収率
- (19) 非課税・減免
- (20) 非課税所得
- (21) 各種証明
- (22) 復興特別税
- (23) 地方税の税務機構
- (24) ふるさと納税
- (25) 納税管理人制度

2. 地方税の仕事

- (1) 公権力の行使
- (2) 自力執行権
- (3) 守秘義務と情報漏えい
- (4) 納税者とは
- (5) 普通徴収
- (6) 特別徴収
- (7) 申告納付
- (8) 証紙徴収
- (9) 電子申告、電子納税
- (10) 納付の種類・納付状況
- (11) 還付充当
- (12) 納税猶予
- (13) 滞納整理・滞納処分

3. これからの課題

- (1) デジタル税務行政
- (2) 所有者不明土地・死亡者課税
- (3) 災害税務・災害研修
- (4) 住民の利便性向上
- (5) マイナンバー
- (6) タックスアムネ스티
- (7) 民間委託
- (8) 私債権との徴収一元化

(株)地方議会総合研究所